

# 請 書

令和2024年6月11日

横浜市契約事務受任者

所在地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2

商号又は名称 SKGホールディングス株式会社

代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦 印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお届けします。

件名 通話録音用マイクの購入について（健康福祉局分）

契約区分  確定契約  概算契約（概算数量契約）

契約金額

	百	十	万	千	百	十	円
				2	6	4	0

課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

	万	千	百	十	円
			2	4	0

免税業者

内 訳（品名：品質、形状等）	数 量	単 価	金 額
OLYMPUS テレフォニックス TP8 通話録音用マイク	1個	2,400	2,400
合 計			2,400

納入場所（履行場所） 総務局物品事務集約課

納入期限（履行期間） 契約決定した日から21日以内

前 金 払  しない  する

部 分 払  しない  する（ 回以内）

部分払の基準  設計書のとおり

支払時期の特約の確認 適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用  物品供給契約約款  物品製造（印刷製本）請負契約約款

委託契約約款  修繕請負契約約款

賃貸借契約約款  設計・測量等委託契約約款

※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

※ 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。